

平成23年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書

未登録の技術・ブランドの  
保護の在り方に関する調査研究報告書

平成24年2月

一般財団法人 知的財産研究所

または同盟国等が加入した政府間国際機関が自己の名称、略称(同盟国等が加入した政府間国際機関に限定する)、標章を商標登録出願したときは、この限りではない。

③ 商標登録を無効にする際の「公衆に暗示又は誤認」の要件について

知的財産研究所が調査したところ、商標登録の無効審判(商標法第71条第1項)には、国際機関の標章等(商標法第7条1号1の3)を無効とする際に公衆に暗示又は誤認を要件としていない<sup>118</sup>。

第71条(商標登録の無効審判) ①利害関係人又は審査官は、商標登録又は指定商品の追加登録が次の各号のいずれか一つに該当する場合には、無効審判を請求することができる。この場合、登録商標の指定商品が2以上ある場合には、指定商品ごとに請求することができる。

1. 商標登録又は指定商品の追加登録が第3条但書き、第6条乃至第8条、第12条第2項後段・第5項及び第7項乃至第9項、第23条第1項第4号ないし第6号又は第5条の規定により準用される「特許法」第25条の各規定に違反した場合

(ix) 登録済み商標と同一の公の記号等がWIPO通知された場合の当該登録商標の取扱について

韓国の現地代理人(法律事務所)の回答によると、登録済み商標と同一の公の記号等がWIPO通知されたことをもって、直ちに当該登録商標が無効となることはないとの回答を得ている<sup>119</sup>。

(7) シンガポール

パリ条約6条の3に基づくWIPOへの通知の実績や、パリ条約6条の3に基づいてWIPOから保護すべき他国の記章、紋章、公の記号等及び国際機関の標章等が通知された場合の保護規定(使用の禁止、商標法における不登録事由、又は無効事由等)について詳述する。

(i) WIPO通知及び異議通報の実績について

知的財産研究所が調査した結果、これまでにWIPO通知を行った記章、紋章、公の記号及

<sup>118</sup> 資料編Ⅲ-5-3 設問6(1)b-2を参照。

<sup>119</sup> 資料編Ⅲ-5-3 設問6(2)aを参照。

び国際機関の標章等については 26 件の実績がある<sup>120</sup>。

また、異議通報の実績はない<sup>121</sup>。

なお、WIPO 通知されている「MAS」を所管するシンガポールの通貨庁 (Monetary Authority of Singapore) に対して、ヒアリング調査を行ったので、詳述する。

シンガポール通貨庁は、政府機関であり、特段なる認証業務は行っていない<sup>122</sup>。そのため、「MAS」については、監督・証明といった性質は有していない<sup>123</sup>。

MAS について WIPO 通知を行った際のプロセスとしては、シンガポール通貨庁から知的財産庁へ WIPO 通知を行いたい旨を伝え、知的財産庁より WIPO へ通知するというものであった<sup>124</sup>。

また、国内／国外の不正使用については、具体的な回答は得ることができなかったが、「不正使用を発見した場合には、その都度、当事者にその使用を止めるよう求めることで解決しており、それ以上、問題化したケースはない<sup>125</sup>。」とのことであった。

- (ii) パリ条約 6 条の 3 に基づいて自国の記章、紋章及び公の記号等を WIPO 通知する又は他国から通知された記章、紋章、公の記号等及び国際機関の標章等に対して異議通報するための国内基準について

知的財産庁にヒアリングした結果、WIPO 通知するための国内基準はない<sup>126</sup>、とのことであった。また、同様に異議通報をするための国内基準はない<sup>127</sup>、とのことである。

なお、知的財産研究所が調査したところ、商標法第 56 条には、パリ条約 6 条の 3 に基づく通知に関する諸規定が設けられている。

**第56条 締約国の国章等：パリ条約第6条の3等<sup>128</sup>**

(1) 締約国の旗章で構成される又はこれを含む商標は、当該国の管轄当局の許可なしに登録することはできないが、申請される方法による旗章の使用は当該許可なく許可されると

<sup>120</sup> 資料編Ⅲ-6-1 設問 1(2)を参照。また、WIPO のデータベース <http://www.wipo.int/ipdl/en/6ter/>において、State[Singapore]を入力して検索した結果、26 件という結果を得られた。[最終アクセス日：2012. 02. 07]。

<sup>121</sup> 資料編Ⅲ-6-1 設問 2(1)を参照。

<sup>122</sup> 資料編Ⅲ-6-2 質問 1 及び質問 2 を参照。

<sup>123</sup> 資料編Ⅲ-6-2 質問 3 を参照。

<sup>124</sup> 資料編Ⅲ-6-2 質問 12 を参照。

<sup>125</sup> 資料編Ⅲ-6-2 質問 19 を参照。

<sup>126</sup> 資料編Ⅲ-6-1 設問 1(4)b)において、シンガポールの知的財産庁に対する海外ヒアリング調査では、「根拠法が有無に関係なく、またその使用が申請によって使用可能となるかに関わらず、何らかの形で政府に関連する機関が示す記号や印章であれば、すべて通知の対象になると考える」との回答を受けている。

<sup>127</sup> 資料編Ⅲ-6-1 設問 2(2)を参照。

<sup>128</sup> 特許庁ホームページ「外国産業財産権制度情報 シンガポール」より抜粋。

[http://www.jpo.go.jp/shiryou/s\\_sonota/fips/mokuji.htm](http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/mokuji.htm)[最終アクセス日：2012. 02. 15]

登録官が認める場合はその限りでない。

(2) パリ条約又はTRIPS協定に基づき保護される締約国の紋章又は他の記章で構成される又はこれを含む商標は、当該国の管轄当局の許可なく登録されることはない。

(3) 締約国が採択する公の標識又は印章で構成される又はこれを含む商標で、監督及び証明を示すものは、当該標識又は印章がパリ条約又はTRIPS協定に基づき保護される場合は、当該国の管轄当局の許可なく、監督及び証明を示す商品又はサービスと同一又は同類の商品又はサービスに関して登録されない。

(4) 国旗及びその他の国の記章並びに公の標識又は印章に関する本条の規定は、紋章学上の見地から当該国旗、その他の記章、記号又は印章を模倣するすべてのものに等しく適用される。

(5) 本条の如何なる規定も、ある国の国民で、その国に属す国の記章、公の標章又は印章の利用を許可されている者の出願に基づく商標登録を、別の国のものと類似している場合であっても、妨げるものではない。

(6) 本条により、締約国の管轄当局の許可が商標の登録に必要である又は必要とされる場合は、当該当局は、自己の許可なくシンガポールにおいて業として商標を使用することを差止命令により禁じる権利を有する。

(iii) WIPO から保護すべき記章、紋章、公の記号及び国際機関の標章等の通知を受け、国内で保護することになった場合の公示の方法について

国内において、WIPO の公表とは別途に公示しており<sup>129</sup>、WIPO からの電子データをダウンロードし、当該電子データを用いて知的財産庁のホームページに公示している<sup>130</sup>。

(iv) WIPO 通知を行った自国の記章、紋章及び公の記号等に対して他国から異議通報があった場合の対応について

知的財産庁へのヒアリング調査の結果、シンガポールの WIPO 通知に対して、異議申立てがなされており、現在異議申立国と協議中であるため回答はできないとして、詳細な情報を得られなかった<sup>131</sup>。

(v) WIPO 通知及び異議通報に係る活用の実態

<sup>129</sup> 資料編Ⅲ-6-1 設問 1(5)を参照。

<sup>130</sup> 資料編Ⅲ-6-1 設問 1(6)を参照。

<sup>131</sup> 資料編Ⅲ-6-1 設問 3(1)-(3)を参照。

知的財産庁へのヒアリング調査の結果、シンガポール知的財産庁は、公の記号等を WIPO 通知した後に当該公の記号等の他国における使用状況の監視等を行っていない<sup>132</sup>、との回答を得た。

(vi) WIPO から通知され、保護を行っていた記章、紋章、公の記号及び国際機関の標章等に関して、国内において「商標としての使用」又は「商標の出願」があった場合の措置について

① 商標としての「使用」があった場合の措置について

WIPO 通知された記章、紋章、公の記号及び国際機関の標章等に関して、パリ条約の同盟国等の権限のある当局又は当該国際機関の許可を受けずに記章、紋章、公の記号及び国際機関の標章等を使用した場合には、当該権限のある当局又は当該国際機関は、当該使用者に対して差止命令により使用を制限することができる（商標法第 56 条第 6 項及び商標法 57 条第 4 項）。

第 57 条 一定の国際機関の記章等：パリ条約第 6 条の 3 等

(1) 本条は、1 又は複数の締約国が加盟している政府間国際機関の、

(a) 紋章、旗章その他の記章、並びに

(b) 略称及び名称、

に適用される。

(2) パリ条約又は TRIPS 協定に基づき保護されている当該記章、略称又は名称で構成される又はこれを含む商標は、当該国際機関の許可なく登録されないが、ただし、申請案された方法による記章、略称又は名称の使用が、

(a) 当該機関と商標との間に関係があると公衆に暗示するものでない、又は

(b) 使用者と当該機関との間に関係があると公衆に誤認させるおそれがない、

と登録官が認める場合はその限りでない。

(3) 国際機関の記章に関する本条の規定は、紋章学上の見地から当該記章を模倣するすべてのものに等しく適用される。

(4) 本条により、国際機関の許可が商標の登録に必要である又は必要とされる場合は、当該機関は、自己の許可なくシンガポールにおいて業として商標を使用することを差止命令により禁じる権利を有する。

<sup>132</sup> 資料編Ⅲ-6-1 設問 4(1) - (3) を参照。

② 「商標出願」した場合の措置について

WIPO から通知され、保護を行っていた記章、紋章、公の記号及び国際機関の標章等について商標出願があった場合、権限のある当局又は当該国際機関の許可がない場合には商標登録されない可能性がある。(商標法第 56 条第 1 項乃至第 3 項)

- (vii) 過去に WIPO 通知された記章、紋章、公の記号及び国際機関の標章等と同一のものについて商標出願があった場合であって、当該出願人が正当な権利者・使用者と認められる場合の商標登録の可否

WIPO 通知された記章、紋章、公の記号及び国際機関の標章等に関して、当該同一の標章について商標出願があった場合には、出願人がパリ条約の同盟国等の権限のある当局であれば、商標登録される可能性がある。(商標法第 56 条第 1 項乃至第 3 項、商標法 57 条第 2 項)

また、権限のある当局から許可された者による商標出願は、他の国の紋章、記章及び公の記号等に類似していても商標登録される可能性がある。(商標法第 56 条第 5 項)

- (viii) WIPO 通知により保護を行っている国際機関の標章等の商標としての使用禁止及び商標登録の拒絶における「公衆に暗示又は誤認」要件の有無について

① 「使用の禁止」における「公衆に暗示又は誤認」の要件の有無について

国際機関の標章等の商標としての使用を禁止させる場合には、公衆に暗示又は誤認させるおそれが要件として存在している。(商標法第 57 条第 2 項及び 4 項)

② 「商標の登録」における「公衆に暗示又は誤認」の要件の有無について

国際機関の標章等を商標登録する場合には、公衆に暗示又は誤認を要件としている。(商標法第 57 条第 2 項(a) (b))

- (ix) 登録済み商標と同一の公の記号等が WIPO 通知された場合の当該登録商標の取扱について

シンガポール知的財産庁へのヒアリング調査によると、WIPO 通知をもって直ちに無効と

なることはなく登録商標との併存の可能性もある<sup>133</sup>。

## (8) スイス

パリ条約 6 条の 3 に基づく WIPO への通知の実績や、パリ条約 6 条の 3 に基づいて WIPO から保護すべき他国の記章、紋章、公の記号等及び国際機関の標章等が通知された場合の保護規定（使用の禁止、商標法における不登録事由、又は無効事由等）について詳述する。

### (i) WIPO 通知及び異議通報の実績について

知的財産庁による回答では、これまでに WIPO 通知を行った記章、紋章、公の記号及び国際機関の標章等については 60 件の実績がある<sup>134</sup>、とのことである。

また、知的財産庁からは、異議通報の実績はない<sup>135</sup>、との回答を得ている。

### (ii) パリ条約 6 条の 3 に基づいて自国の記章、紋章及び公の記号等を WIPO 通知する又は他国から通知された記章、紋章、公の記号等及び国際機関の標章等に対して異議通報するための国内基準について

知的財産庁からの回答によると、WIPO 通知するための国内基準はない<sup>136</sup>。

なお、公の記号等について、パリ条約 6 条の 3 に基づいて WIPO に通知すべき対象として考えられるものは、「法律によってその表示方法等が規定されており、政府へ申請することで使用可能となるもの」であると回答を得ている。

一方で、通知すべき対象ではないものとして、「根拠法がなく、第三者機関が運用しているが、何らかの形（指導、過去に政府が運用していた、審査委員会に政府が出席等）で政府が関わっているもの」又は、「根拠法がなく、第三者機関独自で運営しているもの」という回答を得ている<sup>137</sup>。

また、異議通報をするための国内基準はない<sup>138</sup>。

### (iii) WIPO から保護すべき記章、紋章、公の記号及び国際機関の標章等の通知を受け、国内で保護することになった場合の公示の方法について

<sup>133</sup> 資料編Ⅲ-6-1 設問 6(2)a)を参照。

<sup>134</sup> 資料編Ⅲ-7 設問 1(2)を参照。

<sup>135</sup> 資料編Ⅲ-7 設問 2(1)を参照。

<sup>136</sup> 資料編Ⅲ-7 設問 1(3)(4)を参照。

<sup>137</sup> 資料編Ⅲ-7 設問 1(4)を参照。

<sup>138</sup> 資料編Ⅲ-7 設問 2(2)を参照。

項目	米 国	イギリス	オーストラリア	オーストリア	カナダ	韓 国
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>WIPO通知は117件</li> <li>異議通報は多数</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>WIPO通知は47件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>WIPO通知は8件(国の紋章が7件、ANZAC という語が1件)</li> <li>異議通報の実績はない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>WIPO通知は33件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>WIPO通知は16件</li> <li>カナダがWIPO通知した記号16件のうち、4件(全て「監督用及び証明用の公の記号及び印章(Official sign/seal/mark)」)について米国から異議通報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>WIPO通知は66件</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>非公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>商標法第59条(パリ条約6条の3を担保するための規定)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>WIPO通知も異議通報もケースバイケース</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>外務省の管轄とのことで、明確な回答は得られなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>資料編に国名伏して公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>パリ条約第6条の3に基づき(パリ条約等の同盟国の公的標章の保護)に関する運営要項(以下、運営要項と略す)がある</li> <li>運営要項(第8条第1項、第9条第1項及び第14条)によれば、WIPOのホームページで公表されたデータベースから同盟国の公的標章をダウンロードし、韓国特許庁のホームページに一般公衆が知り得る方法で公開</li> </ul>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>パリ条約6条の3の規定によって、ある記事等の保護をWIPOの事務局から求められると、商標データベースにおいて、同記事に「89」のシリーズコードを付けられる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一覽を無料で公衆の閲覧に供する(商標法第59条第4項)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>WIPO のデータベースへの目録特許のHPにリンクさせている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>連邦法律官報で公示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>資料編に国名伏して公表</li> </ul>	
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>非公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>資料編に国名伏して公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ANZAC という記号には、米国とトルコから異議通報が来た。米国及びトルコにおいて保護対象から外れた</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>外務省の管轄とのことで、明確な回答は得られなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>資料編に国名伏して公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>運営要項第7条に従って、異議通報を行う</li> </ul>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>非公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>資料編に国名伏して公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>他国における使用状況の監視はしていない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>外務省の管轄とのことで、明確な回答は得られなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>資料編に国名伏して公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>明確な回答は得られなかった</li> </ul>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>商標法第43条(15 USC § 1125)(a)による救済措置(民事訴訟)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>権限ある当局は、権限無き者による使用を制限する権限を有する(商標法第57条第6項及び第58条4項)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>明確な回答は得られなかった</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用は禁止である。</li> <li>商標法第6条(1)に該当</li> <li>218ユーロ以下の罰金又は1カ月以内の拘禁(商標法第6条第(3))</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用は禁止である。</li> <li>WIPO通知された記号等に関して、誤認を生じる虞がある程に類似する標章の使用を禁止(商標法第9条第1項(i1)~(i3))</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>不正競争防止法3条第1号により使用を禁止</li> </ul>
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>商標法第2条(a)(b)により、拒絶事由の対象となる可能性</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>権限ある者の許可を得ない場合には、拒絶事由の可能性</li> <li>商標法第57条第1項乃至第3項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>商標法第39条及び拒絶事由の可能性</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>商標法第4条(1)により拒絶事由の可能性</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>拒絶事由の可能性</li> <li>商標法第9条第1項(i1)~(i3)及び商標法第12条第1項(e)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>拒絶事由の可能性</li> <li>商標法第7条1号1の4及び第7条第11号1の5</li> </ul>
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>商標法第2条(b)により、拒絶事由の対象となる可能性あり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>権限を有する者・許可を得た者であれば商標登録される可能性あり</li> <li>商標法第57条第5項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>権限を有する者・許可を得た者であれば商標登録される可能性あり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>明確な回答は得られなかった</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>権限を有する者・許可を得た者であれば商標登録の可能性あり</li> <li>商標法第7条1号1の4 だし書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>権限を有する者・許可を得た者であれば商標登録の可能性あり</li> <li>商標法第7条1号1の4 だし書</li> </ul>
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>要件としている</li> <li>商標法第43条(15 USC § 1125)(a)(1)(A)により、「混同、誤認、欺瞞の虞」について規定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要件としている</li> <li>「公衆に暗示するものでない又は誤認させる虞がある場合」には、政府間国際機関は、許可なく業として商標を使用する者を差止め命令により禁じる(商標法第58条第2項及び第4項)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要件としている</li> <li>商標規則4.15(e)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要件としている</li> <li>商標法第9条第1項本文及び第1項(i3)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要件としている</li> <li>商標法第9条第1項本文及び第1項(i3)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要件としている</li> <li>不競法3条第1号</li> </ul>
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>要件としている</li> <li>商標法第2条(15 U.S.C. § 1052)により、拒絶或いは登録を無効とする場合</li> <li>「団体と商標との関係について一定の要件」を課している</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要件としている</li> <li>「公衆に暗示するものでない又は誤認させる虞がない」と登録官が認める場合には、政府間国際機関の許可なくして商標登録される(商標法第58条第2項(a)(b))</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要件としている</li> <li>商標法第39条(2)(b)(i)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要件としている</li> <li>商標法第9条第1項(i3)及び商標法第12条</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要件としている</li> <li>商標法第9条第1項(i3)及び商標法第12条</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要件としている</li> <li>商標法第7条1号1の3</li> </ul>
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>WIPO通知による登録</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>明確な回答は得られなかった</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>無効とされない(併存の可能性あり)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>明確な回答は得られなかった</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>明確な回答は得られなかった</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>無効とされない(併存の可能性あり)</li> <li>商標法第71条1項</li> </ul>



